

住田町告示第25号

住田町安全安心農産物認証・表示要綱を次のように定め、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月31日

住田町長 多田欣一

住田町安全安心農産物認証・表示要綱

(目的)

第1 この要綱は、化学合成農薬及び化学肥料等の資材の使用に関し定められた基準に基づいて生産された農産物(以下「認証対象農産物」という。)の認証及び表示について必要な事項を定めることにより、消費者に対し認証対象農産物の信頼性の向上の確保、住田ブランドの確立による産地の育成及び適正な流通の促進による農業振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において「認証」とは、第4の規定により栽培管理された農産物について、第5に規定する認証基準に適合することを町長が認め証することをいう。

2 この要綱において「認証対象農産物」とは、第3の各号に掲げる農産物をいう。

(認証対象農産物)

第3 認証の対象は、次の各号のいずれかに該当する農産物とする。

(1) 本町において生産される穀類、豆類等で乾燥調製した農産物

(2) 本町において生産される野菜及び果実で加工しない農産物

(認証区分)

第4 認証対象農産物の認証は、次に掲げる区分により行うものとする。

(1) 農薬・化学肥料不使用栽培農産物

(2) 農薬不使用・化学肥料節減栽培農産物

(3) 農薬節減・化学肥料不使用栽培農産物

(4) 農薬・化学肥料節減栽培農産物

(認証基準)

第5 認証対象農産物の認証基準は、次のとおりとする。

(1) 町内の生産者で、栽培基準を遵守した生産、管理が行われることが見込まれること。

(2) 第12に規定する役割が履行されることが見込まれること。

(3) 第8に規定する確認調査の結果が適正であること。

(認証申請と認証)

第6 認証対象農産物の認証を受けようとする者(以下「認証申請者」という。)は、生産を開始する前に認証登録申請書に必要書類を添えて町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請内容が第5に規定する認証基準に適合すると認めるときは、必要事項を登録し、その旨を認証申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の申請内容が第5に規定する認証基準に適合しないと認めるときは、認証登録を行わない理由を付して認証申請者に通知するものとする。

(審査会)

第7 町長は、認証基準、認証等について審査、検討するため、住田町安全安心農産物認証審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。

2 審査会は、認証登録申請に係る書類及び現地調査の審査を行ない、その結果を町長に具申するものとする。

3 審査会は、認証申請者が行う生産、出荷・販売、品質管理、認証票の使用等が適正に行われるよう、生産ほ場の管理状況等の現地確認を行うものとする。また、必要に応じて生産ほ場及び認証農産物の農薬残留分析を行うものとする。

4 審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

5 審査会は、住田町農業振興協議会安全安心農業部会に置き換えるものとする。

(認証条件の確認調査)

第8 町長は、認証申請者の生産計画、生産管理状況等について、現地及び認証申請者からの聞き取り等の調査を実施し、必要に応じて指導及び公表する。

2 町長は、認証申請者の栽培管理の実施状況確認のため認証対象農産物の収穫前に実施状況調査を実施する。

3 第1項及び前項の調査は、審査会に委任することができる。

(登録の変更及び生産等の中止)

第9 第6第2項の規定により認証の通知を受けた者(以下「認証登録者」という。)は、登録事項を変更するとき又は生産を中止するときは、必要書類を添えて町長に遅滞なく申請しなければならない。

(登録の取消し等)

第10 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、認証登録を取り消し、又は改善のために必要な指導を行うことができるものとする。

(1) 認証対象農産物の生産が中止された場合

(2) 認証登録者から認証取り消しの申請があった場合

(3) 認証登録者が出荷又は販売において不正が認められた場合

(4) 第8の確認調査の結果、認証対象農産物に適合しないと認められた場合

(5) 第8の確認調査に応じなかった場合又は事実上偽りが認められた場合

(6) その他町長が特に取消しが適当と認めた場合

(認証登録者の遵守事項)

第11 認証登録者は、認証対象農産物の適正な生産、販売若しくは出荷及び品質管理並びに認証表の適正使用、管理に努めるとともに、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 生産、販売、出荷、品質管理、その他必要事項について記録し、これらの記録を生産年から起算して3年間保管すること。

(2) 認証票は適正な使用及び管理を行なうこと。

(3) 第8に規定する調査の実施に際して、協力すること。

( 4 ) 生産過程等に関する情報を消費者及び流通業者等に積極的に提供する等の方法により、相互の理解と信頼の向上に努めること。

2 認証登録者は、流通・販売の過程において、消費者との間で認証に関わる問題が発生した場合及び第10の規定により認証の取消し、改善指導の実施により損失が生じた場合は、認証登録者がその責を負うものとする。

( 表示方法 )

第12 認証登録者は、認証された認証対象農産物に認証票を表示することができる。

2 認証農産物に認証票を表示したときは、栽培管理票の表示も併せて行わなければならない。

3 認証登録者は、出荷容器又は包装物に紛らわしい表示を行ってはならない。

4 認証票は、認証農産物以外に表示してはならない。

5 認証登録者は、不正に認証票を作成し使用してはならない。

( 認証票の使用期間 )

第13 認証農産物に認証票を表示することができる期間は、収穫開始日から販売が終了するまでとする。

( 販売業者等の役割 )

第14 流通業者、販売業者等は、認証農産物を適正に流通させるとともに、消費者に対し認証農産物の生産に関する情報等を適切に提供しなければならない。

2 流通業者、販売業者等は、不正に認証票を作成し使用してはならない。

3 流通業者及び販売業者は、認証農産物の流通過程において、化学合成資材の添加又は処理が行われた場合、認証票の表示を抹消しなければならない。

( 販売業者等への改善指導 )

第15 町長は、流通業者又は販売業者に対し、適正な流通又は販売が行われるよう改善指導を行うことができるものとする。

( 実績報告 )

第16 認証登録者は、認証農産物の出荷・販売が終了したときは、実績報告書に必要書類を添えて速やかに町長に報告しなければならない。

( その他 )

第17 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。